

憲法とはなにか

橋爪大三郎×竹田青嗣×加藤典洋

●憲法の起源

竹田 憲法を考えると、ふつうはたぶん改憲議論などをうけてということになるんだと思います。ただ、「いま憲法についてお前はどうか考えるんだ」と言われても、僕はすぐにはピンとこないんですね。というのは、いくつか憲法についての議論に目を通してみたんですが、だいたいはかの分野とされているのと同じ対立構図になっている。他の分野というのは、例えば環境問題とか、差別問題とか、戦後補償の問題とかで、一方で、まあ伝統的なのとかちよつと古いタイプの進歩派的、民主主義的な考え方の陣営がある。もう一方で、日本の伝統とか特性を重んじるとか、あるいは国際社会に向かって開かれた日本のアイデンティティをいう保守派の陣営があって、この両者の言い分は僕としてはずっと前からよく知っていて、やはりどうも新味がないわけです。

一方は、改憲を言う議論は怪しい、それはうまく国民を言いくるめて海外派兵へ持っていくこうとしている権力者の目論見の路線に乗っかってる、と言う。もう一方は、独立国家の主体性とか国際社会の一員としての日本の責任を、という言

それが僕がいつも取る考え方です。最初の一步から考えれば、それをいま僕らが考える理由があるのかないのかもはっきりする。

それで、まず改憲すべきかどうかではなくて、憲法って何か、と考えたほうがいい。橋爪さんは『冒険としての社会科学』という本を書かれていて、その中の憲法についての考え方が非常に明快で、大筋として異議がなかった。それで、ここでの議論を踏まえて、憲法とは何かをできるだけシンプルに形で理解できればいいと思うんですね。

橋爪 憲法というのは法律ですね。ただし、一般の法律と違うところは、ほかの法律をコントロールする能力が想定されているということ。その意味で、上位の法、最終的な法であると言うことができます。

まあ、教科書にはそう書いてあるでしょう。でもそう言われても、分かったようで分からない部分がある。憲法は確かに法律なのですけれど、それ以外の面もあって、そこをどうおさえるかが、憲法を理解する鍵になる。そしてその一番大きな補助線は、憲法と宗教の関係だと私は思うんです。憲法という考え方、憲法という名前の法律を作ると社会を作るということが出来るんだという考え方は、非常に特殊な前提に立つ考え方、そのもとをたどると、やはりキリスト教とかユダヤ教といった一神教的な考え方に引き着く。

い方になる。僕が受ける感じは、これははじめに直観的な結論がある。ともかく改憲はいけない、と、ともかくもう改憲してもいい、というはじめの直観があって、そこにそれを補強するような傍証を積み上げていくだけという感じがあります。つまり、進歩派と保守派というか、あるいは理想派と現実派という、これまでずっとあった議論がまたされてくるという感じがどうしてもするんですね。するとなぜいま憲法を考える大きな理由があるのかは、ふつうの人にとってはそれほどピンときていないような気がします。

僕の考えでは憲法というのは国の一番大きなルールですから、その社会の成員がいまあるルールがそうとう具合悪いなと思いついて、何とかしたいという気運が高まったときに、その改変を考える根拠が出てくる。果たしてそういうところまで来ているのかどうか、ちよつとまだ僕にははっきりしない感じがある。ただし、このことが議論にははじめた背景には、やはり戦後の長い世界の体制だった冷戦構造が崩れて、ここでもう一度社会とか国家といったものの意味を考え直すという空気があると思います。そうであるとするれば、いままでの文脈をチャラにしてはじめての一步から考えたほうがいい。

そこで、ユダヤ教を例にとってみますと、そこには憲法のようなものがある。人間にとってそれは法律なんですけども、実は人間と神との契約です。

神と人間は、決して対等ではないけれど、「お前たちがこういうことを守れば、私はこういうふうにしてやろう」というふうな、神が主体的に人間との間に契約を交わす。そしてどこかへ行ってしまうわけです。そうするとそのあと、「契約の書」が残る。契約の書というのは、それによって社会を運営するという約束で、それによってはじめて、彼らはユダヤ民族・ユダヤ教徒として生き始める。これが憲法のプロトタイプだと私は思います。その後、人間はいろいろと自分たちの都合で規則や法律を制定するんですが、その規則や法律は、初めの宗教上の契約と、全く違う性質のものなんです。ね。神との契約は、根本的、絶対的であって、そこから全てが始まるという理解の仕方が、いわゆる宗教法です。キリスト教の聖書を見ると「律法」ということばが出ています。「パリサイ人たちが律法を振り回したけれどもイエスがそれに反対し……」と書いてある。律法というのが実は法律で、その中身は神との契約ということなんです。

この考え方はキリスト教にも受け継がれました。イエス・キリストは、新しい契約を神と人類社会との間に結んでくれた。イエスの生涯は、その契約を明らかにするための生涯で

す。新しい契約を人間にもたらす、それを福音と呼ぶわけですが、福音を人間に述べ伝えるための生涯であるというふうに、キリスト教では理解されています。

その新しい契約の中身ですが、まずその対象がユダヤ人だけに限定されず、不特定の人類、つまり誰でもよくなった。次に、その中身がユダヤの律法に限定されず、イエス・キリストを救世主であると信じるだけでよくなった。この二点の変更があるわけです。けれども、ここでも、神（イエス・キリスト）がやって来て人間と契約を交わし、そして神がいなくなってしまう。そこで、残された契約を根拠にして人間は社会を運営しようとする。そういう法の成立過程の骨格は維持される。

近代になってもう一度社会を再組織しようとした時、この考え方を上手に利用して、憲法というアイデアが浮上してくると考えられるわけです。ですから、ユダヤ教やキリスト教の宗教的伝統の中にある人たちにとって、憲法という考え方は腑に落ちるんですが、そういう伝統がそもそもない人たち、例えばインド人とか中国人とか日本人、それから他のアジア・アフリカの人たちは、なかなかこの憲法という考え方を理解できないんじゃないかと思われます。逆に、イスラム教徒などと、あまりに原則的に神との法、イスラム法を信じているために、人間が勝手に憲法を作っているという考

で、天皇からいただいた（笑）。となると、やっぱりこの考え方という感じが変わらないと、そもそも憲法というものが何であるかがうまく理解できない点があるわけですね。

橋爪 その通りですね。法律は、そもそもどういうあり方をしていたかというところ、いつ始まったとも分からない慣習として人々に知られているしきたりであって、それは発見されるものなんです。これが一番オリジナリティのある法律のあり方ですね。

これはこれでいいんですけど、困った点は、臨機応変に変化していくことができない。社会が目に見えて変わっていくときに、こういう形の法律はその限界が明らかになってしまっているわけです。例えば、古代社会では農業が始まると、慣習法がどんどん崩れていったと思う。そのときみんながどう反応したかという、権力者をこしらえた。王とか皇帝というのが出てきて、新しい法律を、慣習と関係なく命令したわけです。つまり、命令によって法律を作ること始めた。そうすると、法律は臨機応変に変化出来ることになりませんが、困ったことに今度は、権力との関係が密接不可分となり、王様の勝手な都合と法律の見境がつかなくなりました。人民の方はいい迷惑ですね。良い法律ばかりじゃないから。

ところが、ユダヤ教の契約は、王様や皇帝を持ってこないわけです。そのかわり神を持って来る。神の都合のよいとこ

え方に馴染めず、逆に近代的な意味での憲法体制に反対するグループというのがいつでもいる。

いずれにせよ、まず憲法というのは一種の契約であると考

えられる。この性質が重要であると思います。竹田 なるほど、それはいわば憲法の起源ということだと思

うんですが、橋爪さんの本に「人民は憲法によって罰せられることはない」とあって、僕はそこが面白かった。憲法は、法律を作り法律を施行するものについての法律であると。そう考るとまず憲法の性質がハッキリします。一方、法律というものは、社会の成員が守らなくてはならないルールです。そのルールがキチンと守られるためには、ルールを破った者を罰する力を持つ権力、あるいは権威が当然必要になります。しかし、するとそれが独裁的な力を持つたりする恐れがある。だから、今度は社会の成員の方が、ルールを施す者に対して、ルールの守らせ方に対してのルールを施しかえす。それが憲法であると。そういうことになりますね。

橋爪 そうです。

竹田 それで、いま橋爪さんが言われたことで、日本人には憲法という考え方が中々馴染まないという話がありました。日本ではそもそも、明治維新の後に出来た憲法も人民が作ったものではなくて、天皇から与えられたということになってる。天皇がそれじゃあひとつ作ってやろうというふうなわけ

ろは、人間ではないので、神自身はその後どこかへ行ってしまう。そして、人間は全員、その法律に従わなければならぬ。これは一種の民主主義なんです。そしてそれは、絶対的な法律であり、社会を改造することも出来る。宗教法というのは、こういう非常にうまい、社会的な工夫なんです。これは、ユダヤ人の独創だと私は思う。ただ神様っていうのはそんなにしょっちゅう出てきません。宗教が出現し形成される段階では、それまでの社会にとって良いデザインで新たな社会を構成できるんですけど、一度構成された社会はなかなか再構成出来ない。イスラム教でもキリスト教でも大体そうですね。

そこから、近代まで話をとばしますと、近代というのは激動の時代ですから、中世のように安定したパターンでは社会を維持できない。そこで法律も変化する必要があります。しかし、それを権力者の命令で行なうわけにはいきません。そこで、古代宗教の、契約による法律の創造という考え方が注目されたわけです。もともとは宗教改革をすすめた神学者達に注目され、それが自由主義者、人文主義者を通じて啓蒙思想家のイデオロギーとなっていった。彼らは契約によって法律、つまり憲法をつくるという考え方も持っているわけですが、ここでの問題は、神を使えないことです。神が使えなければどうするか。神に匹敵する代替物を持つてくる必要

があります。巨大で絶対的な意志、それは法律を作ろうという意志ですが、これが憲法制定権力と呼ばれます。それは国家社会が形成される最初に現れて、憲法を制定した後はどこかへ消えてしまう、そういうフィクションなのです。これは実は宗教と同じ形をしています。宗教の内部に入れば、神がいて、しかるのちに契約された法律があるという認識の順序になる。しかし、宗教の外側から見れば本人たちが法律を守り、それは神との契約であると彼らが信じていることの効果として、神が存在するという順序になる。民主主義も同じです。民主主義に内属している人々は、まず国民に主権があり、基本的人権があり、憲法制定権力があつた。そして、偉大な立法行為があつて憲法が制定され、その後民主的な法秩序ができた、こう考えています。しかし、それを外から見るならば、民主主義によって社会を運営しようという人々の習慣というかマナーがあつて、論理必然的にその出発点に憲法と憲法制定権力がなければならなくなるという構造になっている。神と同様、憲法制定権力というものを見た人はいまいせんが。(まあ実態としては革命とかいろいろあるわけですけど) まず憲法制定権力というのがなきやいけないわけです。

●憲法の性格

か、明治天皇がこれまでの天皇たちを表現して自分がここにいる、というニュアンスで語られている言葉なんだと思うんですが、とにかく、そこにも主体の提示がある。冒頭の「皇朕謹み畏み／皇祖／皇宗の神靈に誥け白さく」という箇所は、伊藤博文に命じられ、金子堅太郎がアメリカにもつていった英文では、*"We, the successor to the prosperous Throne of Our Predecessors, do humbly and solemnly swear……"* となっている。で、以下、勅語で朕とある部分は、全部 *We* なんです。これと戦後憲法の違いが、冒頭に「朕は、日本国民の総意に基づいて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび……」とある天皇の「朕」の訳語が複数の *We* から単数の *I* に変わる、というのも面白いことで、人間宣言して単数の「私」になっているわけですが、前文になると、いまいったように日本国民の

加藤 僕も、やはり竹田さんと同じように、憲法というのは国家に守らせるものだというところが橋爪さんの憲法のとらえ方の一番のポイントだと思えました。でもその理由が、竹田さんとはちょっと違う。僕は、これを読んだとき、これで憲法というのは、誰が誰に対して発語しているテキストなのかハッキリすると思った。なぜ憲法に前文があるか、その意味もはっきりすると思った。憲法は、主権者たる国民がいわば国家にこういうことはしてくれな、こういうポイントを忘れては困る、と規定したものであるということになる。そして、前文はそういう取り決めを行なうに際し、その基本精神、意味を、相手の国家だけでない、内外に宣明する、という意味合いをもった文面ということになると思う。そう思っただうえで、たとえばここに読売新聞社の作った改正憲法試案というものがありますが、これの文面を日本国憲法と読み比べてみると、面白いのは、この読売の憲法試案の方には、「我々」という言葉がなくなっているんですね。誰が発語しているのか分からなくなっている。日本国憲法では、「ここに日本国民が」という発語主体の提示が出てきて、すぐ後これを受け、「我々が」と続く。それは面白いことに、大日本帝国憲法でも、これは欽定憲法の形になっていて、日本語でみると「告文」なんか主体は全然出てこないんですが、英語訳は *We* で始まっている。この場合の *We* は、皇祖皇霊という

「我々」が、「*We, the Japanese People*」と主語になっているわけです。ここでさらに余談に入ると、その戦後憲法の英訳冒頭は、「朕は深くよろこび……」というところ、「*rejoice……*」です(笑)。大江健三郎の『燃えあがる緑の木』の最後の言葉「*rejoice*」と符丁を合わせている。これもいったい何だろう、と思うんですが、とにかく、読売の試案となると、それどころか、発語主体の提示自体がない。誰が発語しているのかわからない。最初が、「日本国民は、日本国の主権者であり、国家の意思を最終的に決定する。」ですね。これ、英訳したら、この「日本国民」は「彼ら」、「*They*」で受けるよりしょうがない。憲法が、誰から誰に向けてのものか、という一番大事なことが、抜けているわけですね。橋爪 簡単に言うとならぬ強なんです。明治の憲法起草者、そしてGHQのもとで仕事をした人たちは、そういう構造にと

人種問題

スタッズ・ターケル 田村・中山・福本訳 北米のあらゆる人種83人の声。名手ターケルの大型インタビュー集。3900円

対話の時間

長田弘 大切にしたいのは対話の時間。本の話・編集の話・子供の話・詩の話etc. 2300円
*好評発売中
旅の話 鶴見俊輔+長田弘
旅の文明論。 5刷/2800円

罫におちた男

アイザック・B・シンガー 島田太郎訳 ノーベル賞作家のアンチ・ヒーロー小説。2800円

週末・八ヶ岳 いなか暮らし

小宮宗治 資金、土地、維持管理はどうするか? 田舎暮らし実現のマニュアル。1800円

わが町発見!

絵地図づくりからまちづくりへ/世田谷まちづくりセンター編 ユニークな活動。2400円

旅人に訊け

戸井十月 世界各地で出会った人々と光景。躍動感あふれるノンフィクション。2300円

晶文社

東京都千代田区外神田2-1-12
電話(03)3255-4501

ても自覚的だったのに、読売試案を作った人たちはそうでないということだと思います。

加藤 この読売試案に象徴されるように、憲法とは誰が誰に對して発語しているテキストなのか、そういう感覚がますます消えていく中の憲法論議というのめたくさんあって、それは、憲法に対するそういう感覚を鍛える方面の議論を抜かしてここまで来たということの現れだと思ふ。誰が誰かにどうさせるのかという憲法の性格ね。それは憲法というのを、例えば、橋爪さんがやられたように、マグナ・カルタのあたりから考えていくとわかるわけですが。その根本の法の感覚が鈍っている。一方、先ほどの橋爪さんのお話では、憲法のアイディアは、もう一つの源泉をもっていて、宗教と法の法から来るとのことでした。そして法律というのははじきたりからくるんだと。そう考えると、なるほど、イギリスの法律なんかのこともちょっと思い浮かぶ。そこで、おうかがいしたいことというのは、国民が国家に守らせるものだという憲法の性格とその起源は宗教的なものであるということがどう繋がるのかということなんです。

橋爪 まず、近代の憲法体制が始まってしまうと、憲法を守り、憲法に従うということが当たり前になりますから、憲法反対勢力というのは原則的にはいなくなる。憲法の個々の内容に文句があれば、憲法を改正すればいいわけですから。そ

れは憲法自身も予想していることであって、むしろ日本のように護憲と改憲という勢力が対立しあって、議論しているというこのほうが何か珍妙な状況なんです。もちろんヨーロッパでも、もともと憲法に反対する勢力というものはない。その勢力が強固であったからこそ、近代になって新しい憲法を制定するには、憲法制定権力というフィクションを用いた大きな運動（市民革命）が必要だった。

どういふ勢力が憲法に反対していたかというところ、一つは教会です。もう一つは伝統的な支配を行っていた封建勢力です。この二つは、憲法という考え方を決して認めることができなかった。というのは、教会は、絶対的な契約としての法は教会が独占すべきもので、人間にそういう法律を作る権利はないと考えていたからです。もし仮にあったとしても、教会の権威に比べれば小さいものであると。簡単に言うと、人間の作った法律が教会の秩序とは無関係に絶対的なものになる、つまり、国家が絶対的なものになるという考え方は、教会から見れば無神論に見えるわけです。信教の自由（宗教的寛容）がなければ、国家が絶対だという考え方は生まれません。そこで、教会勢力との何百年にもわたる確執がありました。

次に封建勢力ですけれど、封建勢力は現に人々を支配している。その支配は慣習によるわけですから、いつ始まったの

憲法は

われわれの 基本的人権として

じぶんの思うことを言い
じぶんのすきな所に住み
じぶんのすきな宗教を信じ
能力に應じて教育を受け
政治に参加する

などの権利を
保障している

文部省「あたらしい憲法のはなし」

か明らかでなく、この先もずっと、その子供や孫までも支配して、こうという原理をもっている。憲法の考え方は、憲法制定権力の名のもとに何月何日に憲法が出来ると、それまでの秩序は全部効力を失う。そういう論理なわけですから、それ以前に封建領主からしてみれば革命以外の何ものでもないじゃありませんか。そこで、当然全力をあげて反対する。

ですから、マグナカルタみたいな半端なものを別とすれば、そういう意味での絵に描いたような憲法が最初に出来たのはアメリカであって、それはなぜかという教会は出来たてで力がなく、封建領主なんていなかったからですよ。そこで憲法を心おきなくつくることができた。

だけど、ヨーロッパでそんなものを作ろうと思ったら大変です。フランスではそれを作るのに、封建貴族の首を何百と切らなければならなかった。イギリスでもそれだけの恐怖政治をすれば憲法ぐらいできたかも知れませんが、まだ出来ていない。憲法を作ったあとでもすぐ帝制になったりね、なかなか大変です。というわけで、そういう現実的な反対勢力があったからこそ、啓蒙思想というのが一つのイデオロギーとして、市民社会、つまり憲法によって利益を得る人々を組織した大きな社会運動になる、そういう歴史を経ることになったんだと思います。それから、日本についてなんですが……竹田 ちよっといいでしょうか(笑)。橋爪さんは、さきほど

古代社会いろいろ、共同体どうして戦いを繰り返してきたわけですが、その最大の理由は戦争経済というよりやはり不安です。共同体の死の不安ですね。これをなだめて無益な戦いを抑える唯一の方法は、権力を集めてこの権力のとどく範囲では私闘を禁止することです。贈与とか、契約とかいう手段もありませんが、根本的には不安をなだめられない。だから古代政体はたいして専制的体制になるわけです。

そこです。力は強いものがまずそこに権力を集中させるべき権威をもつ者と見なされる。権威とは、つまり、ルールを作る権威と権力(武力)を独占する権威ですね。つぎに権威が弱くなるとすぐに権威をめぐって戦いがおこるので、権威を強めて持続させる工夫が必要になる。権威づけの源泉は大きくは二つあります。血統と宗教ですが、これはたいして組み合わせられます。ヨーロッパではキリスト教という絶対神つきの世界宗教が現われて、これがつねに王権の権威づけの源泉になった。王は神によって権威づけられていて、だから社会のルールを彼が決める権利をもったわけです。そういう形が18世紀にいたるまでずっと続いてきた。つまりそれが近代にいたるまでの、社会とそのルール、および権力の基本型だったわけです。

しかし、フランス革命とアメリカの建国はそれまで続いてきたこの基本関係をいっぺんチャラにした。どういうことか

憲法の一番初めのモデルは神と人間の契約であると言われましたが、例えば、フランス革命において、人民の政府をつくるとか、今までの教会や王侯貴族の権威を全部否定して、憲法や法律を作るときに何に依拠したかというところ、僕の考えでは、そのモデルはキリスト教やユダヤ教というより、古代ギリシャやローマの民主制と共和制ではなかったかと思うんですね。

憲法というのは、やはり僕もフランス革命とアメリカの建国において初めて現実化したと思います。では、それまでルールは誰が決めたか。それはルールを決めてよい権威を持つていると見なされた人が決めた。そのルールを決めてよい権威を持った人というのは誰だったか。それは王であり、あるいは教会の長ですね。では、たとえば王は何によって権威を与えられていたか。それは一般的には世襲、血のつながりということになっている。権威というのは既成事実が長くなれば、そのこと自体が権威の源泉になるんですね。ただし、それだけでは何か問題が起こった時にはやっかいになる。そこで王家は必ず自分の権威の、つまりルールは俺が決めていいんだということの正当性を常に物語として作り出さなくてはならない。その最大の源泉になったのが、宗教だと思います。どんな社会でも大体そうです。

それで、僕の大まかなイメージはこんなことになります。というところ、権威は、それまでは王様によって、王様は神あるいは何らかの宗教によって与えられてきたものなのに、フランス革命ではそれをみんな殺してしまっただけで、否定してしまっただけです。するとそれに代わるものがなければならぬ。ロベスピエールなんかも困って変な国民宗教を作ろうとしたりしている。ともあれいろんな新しい考え方を作らなければならなかったわけだけども、一番代表的な考え方がルソウの社会契約説です。いわゆる普遍意志という考え方を持ってきた。今までの、権威は王が与える、王には神が与えるというのはやめにして、その代わりに何が権威になるかといえば、人民の一般意志である。これが、僕の考えでは憲法というもの、土台だと思います。それまでも憲法らしいものはあったけれども、多分これが一番の土台だと思う。つまり、近代的な意味で憲法という概念が成立するためには、それまでの超越的な権威というのを一切認めないということが前提になると思います。そのモデルは古代ギリシャやローマの民主制、共和制というところから出てきた。それは、憲法の条件で一番大事なものは何かという問題にも絡んでくると思います。

橋爪 そのへんについて言いますと、古代ギリシャとか、まあローマも含めていいでしょうが、古代の民主制というのは近代の民主制の一つのアイディアにはなったかも知れませんが

が、それがリバイバルしたものとでは考えられないと思いますね。なぜならば、いくつかの点で根本的に違いがあるからです。まず第一に、古代ギリシャのポリスなんかを考えても、宗教国家、都市国家であって、宗教的世界と世俗的世界とが分離していません。それがキチンと分離して、教会と国家というものが別々のものとしてあるというのは、やはりキリスト教の影響が大きかったと思います。それと、ギリシャやローマの法律というのは、憲法によって社会を骨格づけていたわけではなくて、やはり慣習の度合いが大きかったのではないのでしょうか。

竹田 そうですね。憲法というものはなかった。橋爪 その二点において違うわけで、むしろ、古代ギリシャやローマの民主制は、キリスト教を通じて再発見されたという意味あいがあると思います。キリスト教には、契約の更改という考え方があります。旧約の律法の限界が明らかになった時点で、イエス・キリストが新しい契約（福音）を持ってきた。どこかによい社会のモデルがあれば、それを受け入れることのできる下地があった。

そこで、重要なのは、古代に近く近代にある一つの考え方、さきほど竹田さんがおっしゃった社会契約という考え方はですね。神との契約と言いましたが、神がやって来なくても、すでに人間は社会を営んでいたわけです。神が来る前の

を結んだという奇妙なアンビバレンツを含んだフィクションを用いる。ここがルソーの考え方の一歩インパクトを持ったところだし、際どいところだと思わなくてはならない。

そういう社会契約という考え方の根拠は、やはりキリスト教の神学思想の中にあると私は思います。トマス・アクィナスの法律についての解説を読んでいますと、法律には三種類あって、まず第一に神の法というのがある。これは神自らが発する法律であって、宇宙にあまねく通用している法です。しかしこれは、人間の目には見えません。今もあるんです。しかしこれは、人間はそれを知ることが出来ない。二番目に、自然の法というのがあります。ここで言う「自然」の意味は、「神の法のうち、人間の理性によってとらえられた部分」という意味で、そうしたものを神学では自然と呼ぶんです。つまり理性の相関物、これが自然の法です。そして神の

族長時代のユダヤ人たち、セム系民族の人たちは、神のことは知らないけれども、おそらく伝統と慣習によって社会を営んでいたでしょう。それは明らかに社会です。神と人との契約を人々との契約に置き直した場合に、これを社会契約と呼ぶわけですが、社会契約といった場合、これはそもそも社会が可能であることの原点であるというふうに考えられます。

ただ、この社会契約のロジックの一番難しいところは、社会契約が始まるまで社会はなかったことになる。社会というのは全ての人々の合意の上に成り立つものであって、その合意の無い、慣習による社会は正統ではないという論理なんですね。慣習というものが正統性の根拠を持つのであれば、慣習によって成立している社会を打ち倒すことは出来ない。そこで、慣習よりも上位に社会成員の合意というものを持って来る。そう考えることによって革命が具体的に千八百何年という日付をもってスタートすることが可能になるわけです。だから社会契約なんです。

とすると、社会がスタートするそもそもの出発点に合意がなければならぬ。社会が無かったとき、人々はどのように社会契約を結ぶほど合理的人間であることができたんだらうか。そこで自然状態というものを考えて、社会はまだなかったが、人々は十分理性的で後々のことをかんがえて社会契約法があまねく行き渡っている以上、キリスト教徒だろうとイスラム教徒だろうと全くの異教徒であろうと、地球上のどんな社会も自然の法を享受している、そういうふうに考えます。三番目が制定法。これはババリア君主国の法律だとか、イギリスの何とか地方の慣習法だとか、そういうふうに具体的に人々の社会生活を拘束している法律です。

これら三種類の法律は上位が下位の法をコントロールする関係になっています。神の法は自然の法をコントロールし、自然の法は神の法に逆らうことは出来ない。自然の法は制定法をコントロールし、制定法は自然の法に逆らうことが出来ない。これがキリスト教神学における法律観だったわけですね。

で、今その信仰と無関係に、この法律観を受け継ぐとします。そうすると、神の法は消えてしまいますね。あるかない

戦後50年刊行開始

こぶし文庫

戦後日本思想の原点

第2回配本
好評発売中

三枝博音著

技術思想の探究

編・解説 飯田賢一
現代文明の人間生活にとつての技術とは何か。文化的伝統と技術文明とは、いかに接触しあい、相互に転化しあうのか。戦前・戦中・戦後の珠玉の論考を新編纂！
定価2884円

坂田太郎著

イデオロギー論の系譜

編・解説 田中義久
マルクス唯物史観やカール・マンハイム社会学などの批判的検討に立脚しつつ、「イデオロギー」の虚偽性をその社会経済的基礎から明らかにする諸理論を集成！
定価2884円

既刊・重版出来！

梅本克己著

唯物史観と道徳

編・解説 武井邦夫
各定価2884円

田辺振太郎著

自然の弁証法研究

編・解説 市野宏司

続刊

宇野弘蔵著

『資本論』と社会主義

武市健人著

ヘーゲル論理学の体系

北川宗蔵著

経済学方法論

甘粕石介著

現代哲学批判

46判 上製カバー装

こぶし書房

東京都新宿区早稲田鶴巻町525-15
電話03-3207-0928

か分からないから。しかし、人間は信仰を失っても理性を持つています。理性を持つている限り、制定法と自然の法を比べた場合、自然の法が上位であり、絶対的であり、かつ人類に共通であるということになりますから、そこから、自然の法を理性によって発見し制定法をそれに従わせる、という論理が自動的に出てきます。これが啓蒙思想の本質ですね。そしてその理性の源泉を、キリスト教が入って来る前の人間社会の典型、その最も高度な社会だった古代ギリシャやローマに求めたということは言えると私は思います。

竹田 僕はこの議論をあまり突っ込んでするつもりはなかったんですが、僕の考えを続けて言いますと、憲法という考え方は、基本的には近代以降のものであって、その前提となっているのはそれまでの権力を正当化していた超絶的な権威を一切認めないということだと思います。その時に何らかの工夫が必要になった。それがいわゆる憲法というものの基礎だと考えていい、というのが僕の言いたいことの力点です。ただ、いま言われたようにルソーの考え方は、自然法や何やらが絡んできて理論的には確かに際どい。そこでそれを論理的に仕上げたのがヘーゲルなんです。ヘーゲルは、いわば立憲君主制というか、王様を戴いた君主国のイメージをモデルにしたことと、一般の市民よりも国家を上位に置くような体系を作ってしまったことで、今非常に評判が悪い。しかし、

て、一番初めに古代オリエントがあり、ギリシャ、ローマがあり、キリスト教があり、少しづつ互いの自由を認め合うということが進んできた。そして近代になってはじめて、まあ彼はフランス革命の功罪を見ながら考えているわけですが、その時になって初めて、ヨーロッパにおいて、人種、宗教、言語、思想、信教、そういうものは個々人の多様性として認めて、しかし、市民としては、全ての人がルールのもとに平等である、そういう社会の考え方が出てきたんだと。

ある意味でヘーゲルによって、それまでの権威というのはどこか上からやって来るといって考え方は完全に壊されてしまった。ルソーの掃除の仕方ではちょっとあいまいなものが残るけれども、ヘーゲルの掃除の仕方はその限りでは僕は徹底的だったと思います。ただ、今度はそこから出てきた近代の国民国家というものが、また大きな問題を生み出すわけですが。

橋爪 そうですね。ヘーゲルは大変面白いストーリーを考えたとお思います。問題があるとすれば、だんだん人間はマシになっていくという考え方ですね。アメリカの独立革命を担った人なんかは多分そうは考えていなくて、人間は初めから理性的であって、その理性のレベルはずっと維持されていると考えていると思います。むしろ途中でちょっと低迷していた時期があったと、そう考えるのですね。

近代的な法と社会の考え方の原理としてはそうとう深い所まで考え尽した思想家だと思えます。ヘーゲルは、ルソーやホッブスの考え方を一度全部引き受けて、そこからもう一度考え直している。

彼はどう考えたかという点、自然法というような、そもそも人間である限り誰でもが持っている理性のようなものが法の土台になるという考え方はまだちょっと甘い。人間はもともと、いわば自己中心性をもっていて、放っておくと殺し合っても他人のものをとってしまおう。多少ルールを決めても、より強いものが出てくると必ずそういうことが起こる。いわゆる戦争状態ですね。そういうことがあるから、人間は、古い形では、神であれ何であれ権威というものを利用して権力者を作り、王様であれ何であれがルールを施すことによって、全くの混乱状態をなだめて来た。そこでこう考えるといい。人間は生来自由であるというわけではない。しかし、人間の存在は自由であるとするような本性があって、そのことによって、戦争や支配被支配を繰り返して、経験を積み重ねていくうちにだんだん知恵がついてきて、人間は、自分が自由であろうとすれば、相手の自由も認めなくてはいけない。それが一番コストもかからないし合理的でもあり、矛盾も少ない、ということにだんだん気付いてきた。この自覚のプロセスは社会全体の動きでもあって、その進み行きとし

竹田 ええ。

橋爪 両者に共通するのは、そもそも人間が理性的でなければ、憲法ということを考えつくはずもなく、憲法の制定など出来ないという考え方は、これが宗教から出発しながら、大変反宗教的に憲法が構成されている理由だと思えます。

それで、日本のことに少し接続していきなすと思うんですが、日本の明治憲法の特徴は、近代を指向しながらも、神が憲法を制定してしまっただけという点です。神が憲法を制定すればこれは宗教法になる。それが憲法であるならば、人が制定しなければならぬわけですから。また、憲法が制定される際、日本に、それに反対する教会勢力や他の宗教勢力もしくは封建勢力があり、それに対して闘う理性的な憲法制定運動があったかと言えば、それほど明確ではありませんでした。なかったとは言いきれませんが、つまるところ、明治憲法というのは、明治維新とは無関係に、明治天皇によって与えられるという設定をとった。これには様々な歴史的必然があったと思いますが、結果から言うならば、日本国民にとつて、この憲法は理性と関係がない。むしろ宗教性と関係があるというふう映ったんではないでしょうか。

竹田 映ったというのは、誰の目ですか？

橋爪 日本の国民が下から憲法を見上げるとそう見えませんか。憲法が、自分達の一般的な社会

秩序を根本的に作り変える性能を持ったものだという理解は全くなかったと思います。つまり、憲法が憲法であるための基本的な性能を発揮することを予想されていなかった憲法だと考えられる。

竹田 なるほどね。フランスやアメリカで憲法というものが考えられた、さつき橋爪さんが言われたように、イギリスでは根本的には人民が作った憲法になりきってないところがあるわけですけど、一応それに似たものは出来た。しかし、問題はそういう先進列強ではなくて、後発近代の国、つまりドイツ、イタリア、日本、ロシアといった国々がどうしたかですね。これらの国々は封建国家の性格がずっと残っていたわけですが、19世紀っていうのは近代国家の利権戦争の時代ですから、なんとか近代国家にしていけないとその戦争に負けてしまう。そういう場合に、日本だけではなく、他の国でも、一応憲法と法律というものを近代国家を組む時の大きな骨格として、先進列強を真似して利用したわけですね。ところが、そうやって作られた憲法は、憲法とは何であるかという基本的条件をほとんど満たしていない。いわば古い国体というか、そういうものはうまく残したままにしておく。つまり、それまでの封建的社会では、宗教的な權威が、我々の国はこういう国であり、こういう共同体であるというアイデンティティの物語を作り、そのことによって、人民に一体感を

す。その理由は、例えばドイツとか東ヨーロッパとかロシアといった国々は、教会があり、世俗の権力には何とか王朝という名前がついていて、どここの誰べえが教会の權威をかりて王朝を建てた、政治的支配者の地位についたと、そういうことが歴史的事実として明らかなのです。そこで、彼がどんなにふんばって憲法を作っても、それは宗教的な文脈で誤解される余地はない。真似ではあっても、どうしたってフランスの憲法と似てくる。ところが大日本帝国憲法の場合は、その前文を見ると明らかですが、それを作った明治天皇の祖先は神であり、彼はその正統な後継者であって、日本において彼を凌ぐ宗教的權威というのはいくらも考えつきにくい。しかも、何月何日に日本の権力を奪取したという記録は残っていない。そういう權威が憲法を作ってしまったってことは、他の国々にはない事情だと私は思います。

加藤 世俗の権力に該当するのは徳川幕府とか、それぐらいですからね。

橋爪 そうです。彼らが憲法を作れば明確だったわけですが。加藤 僕は今、お話を聞いていて、二つの観点が交差しているような印象を持つんですね。要するに、ルソーの普遍意志というものに対する評価の仕方は二つあって、一つは、ルソーは超越的權威を人民の一般意志に換え、その根を今までの在り方から切断はしたけれども、シッポが残っていた。

与え、それが共同体の力にもなったわけですが、新たに作られた憲法というのは、結局それを代替するようなものになっただけなんですね。つまり、絶対的かつ超越的な權威を認めないという憲法の本来の意味は抜きとられて、宗教的權威に代わる權威を憲法という形で与えたわけです。

従って、憲法の存在理由の基本は、どこから外在的に權威を与えられて出来るものではなくて、人民全体の総意だけが法律や政治権力の權威の源泉となる、ということが憲法が憲法であることの本質だと僕は考えます。

僕はべつに、憲法についての具体的な諸問題に関して詳しいわけではないんですが、憲法というものが何であるかという問題については、今言ったことがいけば基本だと思ってるんです。戦後にも日本国憲法が出来て、これは一応民定憲法だということになってはいるけれども、本当にそうかどうかはややこしい問題があるわけでしょう。しかし、これが本来の憲法であるためには、そのことを一度ハッキリさせておく必要はどうしてもあるわけですね。日本国憲法が出来た経緯も含めて。

橋爪 たしかに、後発近代の国々の憲法は必然性が熟していないのにもかかわらず憲法を作ろうということでも憲法を作った。そういう不完全さみたいなものをみんな持つてる。

しかし、日本はその中でもさらに特別だと私は思うんで

神、王に代わる超越的なシッポが普遍意志という形で残った、というようにところに力点をおく評価の仕方。もう一つは、ルソーは、今までの神とか王といった超越的で具体的な權威を、普遍意志という超越的ではあるけれど人民に基礎を置く可變的・可侵的なもので切断したと。

●憲法をどこから考えるか

加藤 僕もね、憲法を考える時の姿勢は、橋爪さんの指摘による、国民、つまりある社会の成員と、その上位にある機関、まあこれは国家でもいいですけど、この関係で考えると、クラスとメンバーの関係で言えば、メンバーが上位のレベルに対して手を縛るといふふうな関係のルール、それが今憲法を考える時の一番適切な出発点なのではないかと思えます。憲法というのは法律と違う。その違いは、今話されたようなどころから考えたい。あるいはそういうことを前提にして考えることが、今憲法について考えることに必要な望ましい前提、共通の了解なんじゃないでしょうか。

それから、それと並行する議論の一つとして、いや憲法というのは確かに宗教的な根を持っている。ずっとそういうものが見え隠れしてきたという観点があります。例えば、日本の憲法も、古来の宗教の根を持っているという論じられかたがある。それとは、ちょっと別な意味で、今の話を聞いてい

ると、もともと法ができるときには、神様がどこかから来て、約束して、またいなくなっちゃう。いなくなっちゃうという所にすぐリアリティがある。残ったものは言葉だけなんです。

橋爪 そうですね。

加藤 そしてそれを作った力関係も全部消える。ただ言葉だけが残る。そういった関係だけを形式的にとると、本当に日本の憲法と似てる(笑)。神が来ておいてくような。それで、またいろんな憲法議論の中には、憲法は、外発性からいいんだ、つまり内発性というのは一つの転倒で、むしろ押しつけられたからいいんだ、という議論も出ているわけですよ。例えば柄谷行人なんか言っているのはそういうことです。僕は、押しつけられたからいいといわれても、それはたまたまのことで(笑)。これをあとから日本国民が選び取ったということが、ないので、これは現状追認の今風の言い方の域を出ないと考えています。ただ、日本で、憲法がこんな形でしかこれまでのところ作られなかった、ということに残る。何というか、宗教法としての憲法のほうが、まだ生きている、という気さえするところがある。たとえば、フランスの地下鉄なんかで誰か酔っ払って悪さなんかすると、素面の客が行ってバシッと殴る、それなのに、日本では赤ん坊と酔っぱらいが優遇されている、なんていうじゃない

ではないか、という気持があるんですね。

橋爪 ヘーゲルとルソーの話でしたが、憲法のプロトタイプを作ったのはやはりルソーだと思います。

竹田 それはそうですね。

橋爪 彼はよくやったと思います。ただ、ルソーと我々の違うところは、彼はイデオログですから、普遍思想なるものを本当に信じていなければいけない。自他共に。だけど、我々はその必要はないわけです。なぜならば、憲法体制のスタートはもう切られているわけだから。そこで我々は普遍思想はフィクションだったんだな、憲法は要するにこういう機能を持っていたんだなというふうに理解すれば済む。

竹田 全くそう思います。

橋爪 ですから、ルソーが言っていたことを一〇〇%真に受ける必要はもはやないという意味で、我々は20世紀に生きているわけです。ルソーを真に受けると、普遍意志がなければ憲法は出来ない。↓我々は普遍意志を持たないのに憲法を持っている。それはおかしい。↓だから、今までは御破算にして、我々は普遍意志を持ちましょう。フランス革命をもう一回やって憲法を持ちましょう、という考え方にならざるを得ないんですけど、これは愚かであり、コストが大きすぎる。そんな必要は全くないと思います。むしろ現在ある、すでに出発している憲法体制を、いびつではあれ、どういふ

ですか。なんとというか、僕なんかダラケるわけですね、社会契約の場所にズルをして、行かない、そういうダメな人間の末裔というところもある、そういう人間を——落伍者を——憲法の社会契約的側面は、どう含むかどうか、というあたりと、天皇なんていう変なものをかかえた憲法だという二つがここに、かかってくるという気がするんですが。

竹田 一言だけ言わせてもらおうと、僕は橋爪さんが言われたように、日本の憲法には近代になってもまだ天皇というへんなものがあってちょっと類例を見ないものだ、というのは全くその通りだと思うんです。だから今の憲法の象徴天皇についてもどう扱うか、すごく考えにくい問題がある。だけど僕の考えでは、それを例外と見るよりも、後発近代の国々の様々な試みの一つとして、ドイツもロシアもイタリアもみな先進列強の真似をした。日本もその一種なんだと考えた方がむしろ見えてくることが多いと思うんです。僕の考えでは、近代になって出来た憲法の本来の意義は、一切の超越的なものを認めない。ルールというものに対してそれまでであったいわばフィクションを一切認めないということです。社会を構成する人間の意志だけを権威の源泉とする考え方が出てきた。そこから近代が始まった。日本の特殊性を無視するつもりは全くないけれど、そう考えれば逆に、今象徴という形で憲法に入っている天皇をどう考えればいいかハッキリするん

うにすれば上手く機能させることができるか、というふうに考えていった方がいい。

別なところで西部邁さんと対談をしたんですが、彼は、普遍意志とか人民というものを信じないわけです。彼は、私から言わせればルソーにちょっと騙されているところがある。そのままの人民なんて偉くもなんともない。絶対性とか権威なんてものは持っていない。そういう人民が憲法を制定するなどという、神聖な立法行為が出来るのだろうか。私にはとても信じられない、と言っている。それで慣習という理性主義的でない法律の原理を持ってくるんですけど、私はそれに対してこう思います。人民はそのままで尊敬に値するわけでも、権威を持っているわけでもないというのはその通りです。しかし、人民が自分のために憲法を制定し、それを守っていくことが出来たら、その事によって人民は偉大な立法行為をしたことになる。人民が偉大かどうかは事後的な問題だと。西部さんはこれには反対なさらなかったけれども。

ですから、むしろこういうふうに考えるべきではないでしょう。我々が憲法を持っているのであれば、その憲法の機能を良く理解し、その目的とするところを考えて、その初発の事情を無化する方向で憲法を機能させていけばいい。その一つの手段として憲法改正があるのであれば、それをためらう理由は全然ないというふうに思うわけです。

竹田 ルソーのことについて一言補足すると、彼の議論でいくと、極端に言えばどこか初めに自立した理性をもった個人がいて、社会契約をしたんだと。国家の起源は、本当はそういう自由な理性をもった個人々の社会契約だけれど、いまはそれが歪められているという言い方になるわけです。ところがそう言うといろんな矛盾が出てきて、社会契約という考えを快く思っていない人は、そこを突いてくる。いま西部さんの例で橋爪さんが言われたように。事実、起源はそういうものじゃなかったわけです。

けれども、そのことと、今、僕らが社会というものを基本的にどう考えればいいのかという話とは全然別だということですね。僕の考えでは、今まで人間社会は、何らかの絶対的・超越的権威なしには社会全体にいきわたるルールを作ることには出来なかった。そういう歴史だったと考えればいい。宗教的権威とか、あるいは絶対的に強いものがあると思うことによって、初めてそれだったらしやうがないという形でルールというものは制定された。そこでかつての社会は、権威と権力のゲームが中心軸になっていた。権威と権力をつかんだものがその社会のゲームのルールを設定する権利をもったわけです。けれども、今、現代社会ではそういうふうに見える必要がなくなった。そう考えなくてもいい条件が近代以降少しづつ出てきたわけで、そうすると社会のあり方、ルールは、

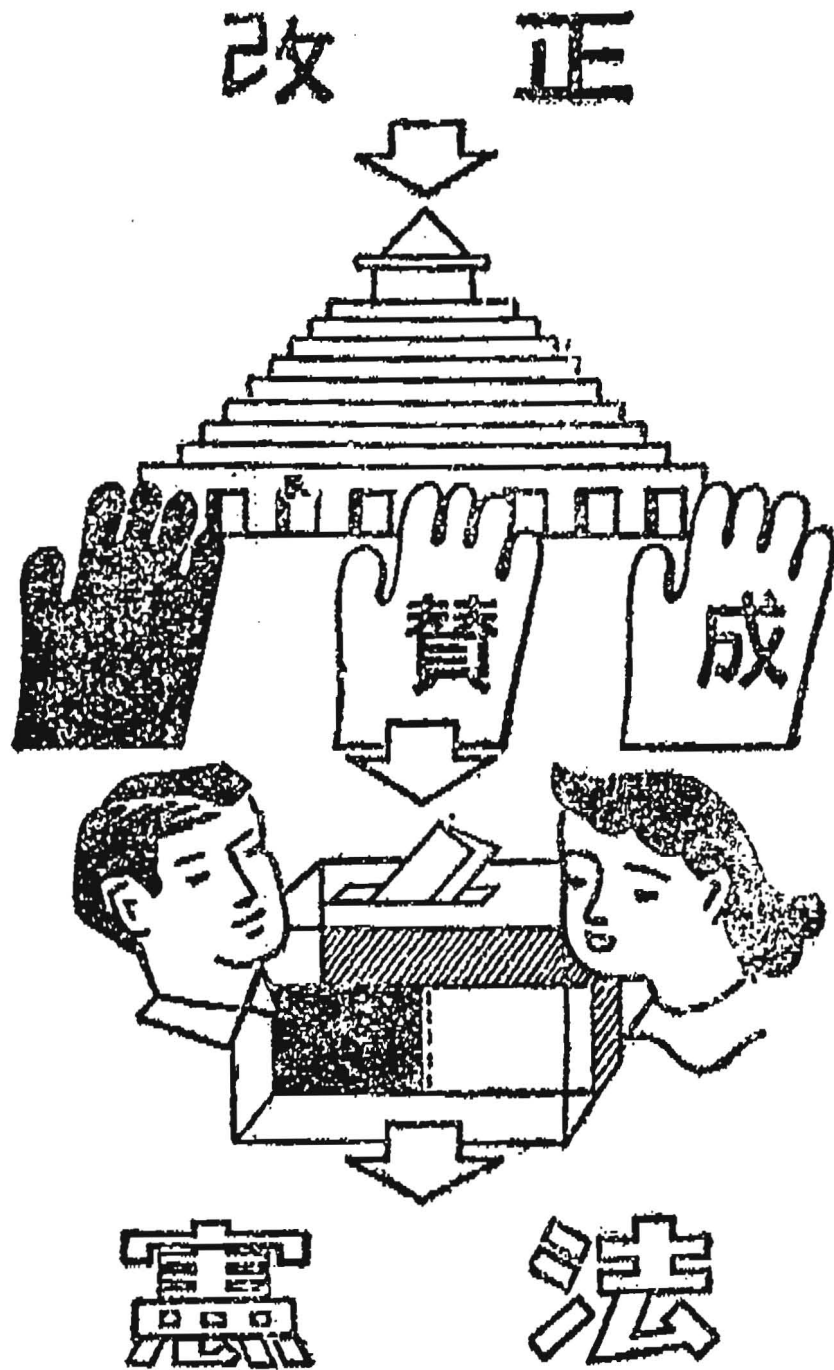
超越的な権威によることなく、成員の合意によって決めていく。そうしないと今度はかえっているような混乱が起こる。そういう考え方でルソーを読み直せば、それでいいということだと思っらんですね。

橋爪 その通りです。

竹田 そこで、すこし話を交えて橋爪さんにうかがいたいのは、今一般に人々が憲法について考えておかないといけないという時、そのメリットはなんだと考えますか。簡単に言うと、学生なんかでも、憲法について、ああ何かやってるなどは思うけれどあんまりリアリティがないという人も多い。そのとき、だけどやっぱり考えた方がいいよ、と言うとしたらどういう言葉で言いますか。

橋爪 まず憲法以前に法律の問題があつて、法律をきちんと理解するというのが出発点ですね。その法律をより良くするために憲法があると、こういう順序だと思います。日本人の場合、まず法律についてのリアリティがないのです。それはなぜかというところ、法律の目的は、他者の行動を予測可能にすることだと考えられます。刑法があれば他人の物は盗らなからうとかね。しかし、日本人の場合は、法律よりもっと理想的な状態があつて、法律などなくても他者の行動が予測可能です。

竹田 それって大昔からですか。



文部省「あたらしい憲法のはなし」

橋爪 かなり昔からだと思えますね(笑)。だから、他者の行動が完全に予測可能であれば、法律なんて要りません。我々は身近な、会社や学校や共同体内の親しい人々の間では法律などを介在させず、その外側の見ず知らずの人や、自分と日常関係ない人と付き合うときになって初めて、法律を持ち出す。逆に外国では、なぜそれほど法律が重視されているかというと、おそらく民族問題と関係があるんでしょう。いろいろな風俗、習慣の人が都市の中に一緒に住んで、高度な文明を形作っていくとなると、一般に他者の行動は予測できない。そこで自分を理解するためにも、他者を理解するためにも、まず法律を介在させなければならぬ。それは契約という名前でも構わないんですが、そういう法律重視、契約重視の社会が文明国ではだいたい普通なわけですね。法律を重視すればコストがかかりますが、しかし、そのコストを積むことによって異質な他者と一緒に居ることが出来る。そのメリットもまた大きい。そこで、我々は日本人がツイッターアナアで生きていることに安住すべきか、それとも世界の中に日本を位置づけていくコストを負担して行くべきなのか、という二つの選択肢があると思うんです。これは私個人の意見ですが、今は法律によって社会生活を書き直していくべき時期であって、もしそうだとすれば、書き直す根本に憲法があるわけですから、憲法の事を考えないで、自分を理解し他者を理

解出来るわけがない。よって憲法を考えること、これはリアルな問題だ、とその学生さんに答えます。

加藤 今のことと、それから先ほドルソーがやったようなことをもう一度繰り返すのは非常にコストがかかるという話がありましたね。僕はもちろんそういうことを考えているわけじゃないけれど、この問題についていうと、いま憲法について考えることには、僕にとっての意味があるし、また憲法との関係を回復するためには、何らかの形でコストは負うべきだろうという考えなんですけどね。

竹田 今ある日本の憲法をどう考え直すかという点で、加藤さんはもういっぺん国民投票をやってみたらどうかという意見ですが、そのことはまたちょっと振じれながら関係していると思えますね。

加藤 ある意味では、僕の考え方はコストがかかる。だから、橋爪さんはいやコストはかける必要はないだろうというところで対立するかも知れないので、お考えを伺いたいたいです。

橋爪 私が先にルソーのところでも言ったコストの意味は、旧憲法、新憲法全部否定し、普遍意志から立法行為をするというものです。一言で言うと、それは革命です。革命がコストを含むのは明らかで、それは今までの法律の効力を否定しますから、全ての人々の生命、身体の安全や財産の権利、そう

いうものを全部否定することになる。場合によっては、そういうことをやってもいいのですけれど、私は今の現状でそれが正しいとは決して思いません。また、国民投票ですけど、これにも私は賛成しません。というのは、現行の憲法に国民投票の規定がないからです。

加藤 いや。現行の憲法にはありますよ。第九六条の「憲法改正の手續」に国民投票が入ってるんです。かえって読売試案では抜け道ができて、時と場合によってはやらなくともよくなるんですが、僕が言ってる国民投票の規定では、現行憲法の規定で両議員の総数の三分の二が賛成した場合に、国民投票的なものにかけて、しかもそれが過半数である場合改正してもいい、ということになっている。

橋爪 それはいわゆる国民投票ではなくて、憲法改正の手續の一部ですよ。憲法改正の手續をすれば、自動的に国民投票が行われますから。それは憲法改正の合法的手續としての国民投票で、私が言っているのは、現行憲法の効力を問うための国民投票をするという一部の人々の考え方で、これはね、革命と同じです。

加藤 ああ、そうか。そうですね。

橋爪 その意味での国民投票は、50年続いてきた憲法体制を否定するのと同じです。これは現行の憲法の中に位置づけられていません。この種の国民投票に私は賛成する気はないで

す。それによって国民の意志が明らかになるというのは当然ですが。

加藤 僕がこのところ国民投票をやれ、と言っているのは今の憲法の枠内でやられる憲法改正行為のことです。この国民投票が憲法を火に通すことになるなら、ここでの国民の選択は、意味をもつ。僕はむしろ現行憲法の枠内でこれがやられることに意味があると思っています。

橋爪 私は憲法改正の一つのメリットは、そういう方向で国民の積極的意志が示されることにあると思います。それだけでも改正はいいことだという考え方は、ただし、国民投票と憲法制定権力とは違います。国民投票は憲法の中で示された国民の意志に過ぎない。憲法を制定する国民の意志ではないんです。そこには論理的な循環があって、これは決して突破出来ません。

加藤 僕も、憲法の外部から憲法を問う必要があるというよりも、むしろ憲法との関係を回復するということが大事だと思ってるんです。

橋爪 そのところは私の意見とほとんど変わらないと思います。そういうコストなら払ってもいいし払うべきだ。

それから、もう一つの考え方は、旧憲法の効力を肯定し、新憲法の効力を否定する、という考え方がありえますね。占領下で憲法が改正された。しかも旧憲法が全く予想しなかつ

た方向で。主権者が天皇から国民に変わってしまいうんだから、これは考えようによっては革命ですね。

そのときの唯一の正統なリアクションは、主権者である天皇が、旧憲法の規定によって帝国議会を招集し、帝国議会によって憲法改正の手続きをとる（あるいは手続きをとらない）ということが考えられます。正統性からいえば、その手続きが絶対に必要なります。日本が占領から独立した後、こういう主張をする保守主義者や国粹主義者が知識人のうち一割とは言いませんが、一割くらいいても良かったと思うんですよ。フランスには全ての派閥があるわけでしょう。ブルボン王朝派とか、ジャコバン派とか、ナポレオン・ボナパルト派とか。どの憲法を正統と考えるかによって、そこまで戻らなければならぬと主張する党派が全部そろっている。だけど、日本では、あれだけ国体の護持とか何とか言いながら、独立を回復したあと、旧憲法により議会を召集しようなどと云った人はいない。あの時はまだ戦前からの議員がたくさん生きてたわけですよ。赤尾敏を初めとして。赤尾敏は、星条旗なんて振り回していませんで、他の議員に呼びかけて帝国議会を召集するという運動をすればよかったと思うんです、右翼であればね。そうすれば、それに反対する護憲という立場が意味をもってくる。

竹田 今までの議論を整理するところなると思います。まずということはありません。だけど橋爪さんもさっき言われたように、どうも日本人にはある意味での均質化があつて、ハッキリしたルールと権力なしに、何となくしきたりで社会関係をやっていく感覚がある。じつは僕の中にずっとルールや権力というものはない方がいいのではないか、そういう厄介なものを取り払ってしまったほうが仲良くやれるといったような感覚がどこかあつたわけですよ。この感覚がどの程度“日本的”なのかもうすこし確かめる必要があるとは思いますが、それは法感覚の希薄さと表裏の関係のような気がします。

加藤 僕は、そのことでちょっと言うと、結論はだいたい重なるんだけど、橋爪さんと僕とは出発点がちがってるなという感想をもっています。橋爪さんは先ほど、予測不可能な他者と一緒にいるために、法律が必要だみたいなことをいわれたけれど、僕は今の世の中では、一緒にいること、togetherness ということの基底が崩れてきていることからこのことを考えたほえがいいんじゃないかと思う。それから、今はコストがかかっても、ルールを介在させてやっていくか、あるいはそうではないかということが問われているんじゃないかということも言われたけれど、僕はその問いが出てくる根拠みたいなものももうすこし突き詰められないと駄目なんじゃないか、そういうことがすごく気になるんです。

憲法の正当性を、つまり、今の憲法の駄目さをほんとうは今の憲法の起源はここにあるとか、これが本来だとか言っても、それは意味がないということですね。

ルールというのは成文化されている場合もされていない場合も、ある程度続いてしまうとそれ自体大きな事実になってしまふ。だから、いまある憲法が本来どんなものだったかよりも、いま憲法を考えるとしたらその理由は何か、またなぜそれが議論になっているのか、をまずはっきり考える必要があると思います。憲法がまだ正当には変えられていないと言ふなら、では徳川政権はほんとうに正当に打ち倒されたか、というようなことも問題になってくるわけで、それはまったく的外れているんですね。

それでこれまでのところで大体共通理解になっているのは、憲法を、国民が自分でそういうものとして意識し、了解しなす必要があるということだと思えます。

●憲法を考える根拠

竹田 日本では、法律についての感覚が確かに希薄ですね。考えてみると自分もそうだったけれど。ただ逆に言うとそのことは、今の平和思想の中にも色濃く反映されている気がするんです。つまり、ルールと権力は構造として一つのものですから、ルールがあれば権力があるわけで、ルールだけある

す。まあ、試験問題で言えば、答えはこれだろうなあと思いますが、もう一度検算したくなるようなものですね（笑）。僕は昔はルールとか考えなくてもやっていけたんですよ。

そういうのは関係ねーや、という橋爪さんのいうフリーライダー（ただ乗り者）だったわけですよ。それが今やっていけないようになってきている。というか、そのことへの感じが愛憎二面です。一緒にいる、ということでは、例えば三〇年前なら友だちと待ち合わせの約束をしても、遅れたっていいや、あいつもどうせ遅れるし、みたいな感覚がどこかにあつて、そんなもんさと思つていた。そうじゃない関係は面倒くさいと思つていた。そういう関係の底にある感覚が一部いま壊れてきている。今、若い人の中で、人と話をするのが嫌だとか、そういうことが言われているけれども、そういうふうな在り方を含めて、一緒にいることが愉快ではない。むしろ一緒にいないほうが落ち着く。そういうことが出てきている意味が、いまルールを考えることにとつて、むしろすごく大きいと思う。つまり、それは社会心理的、深層心理的な問題だということではなくて、むしろそういう形で現れているところになにか、ルールについて考える根拠があるように思っています。今、普通の人々が音楽を楽しむにしてもルールみたいなものが入つてた方が心地良いというふうに変つてきて

る。そういうことからすると、僕がルールを否定的に見ていることのほうがどうも生ぬるい感じがする。ルールの方が気分がいい。しかも、どこかに切ないものがあって、僕は非常にアンビバレンツになる(笑)。橋爪さんに、一応そのところを聞いておきたい気がします。

橋爪 その根拠についてですね。

加藤 はい。橋爪さんの意見を聞きたい。

橋爪 たぶん、それは資本主義社会の成熟ということと関係があります。

資本主義社会というのは契約の固まりです。賃労働契約も売買契約も含めて。それから、もう一つの特徴として、資源を最適配置するわけです。資源の中には人間も入りますから、技術がどんどん高度化していけば、それまでの業種はみな駄目になり、技術者は学習を続けながら、次々とあっちの会社へ行ったり、リストラされたり、常に最適配置され、再編成され直していくわけです。そうすると、浮動性が高くて環境適応能力のある人が生き残り、今までの環境に固執しているような人は生き残れない。例えば、農業とか中小企業とか商店とかの伝統的なセクターは圧倒的に小さくなっていく。だから、三〇年前と現在では、普通の人が社会で生きていくための方法が、全く違ってるんじゃないかと思うわけです。そこで、社会を契約的に編成しないといけない。その再

橋爪 さっきも言いましたけれど、憲法について考え直すこれ以上いいチャンスはない。その結果憲法が改正できなくてもかまわないではないかと。

加藤 何がチャンスだと思いますか。

竹田 僕はやはり、冷戦構造が崩壊して、湾岸戦争があった。その後、ちょっと空気が変わったなと思います。湾岸戦争のときに出てきた議論そのものより、うんと若い世代には、フセインや金日成が攻めてきたらどうするかという問いが突きつけられたと思います。その場所から考えることが必要だったと思う。だけどそこからどう考えていくか、なかなか糸をたぐれない。

橋爪 そうですね。

竹田 僕の考えの要点は、いわゆる戦後民主主義は平和主義でいけばいいという考え方だったけれど、ここには思想的に弱さがあるということです。昔日本という国が強国を相手に喧嘩をしたんだけど、こっぴどく負けてお前はもう喧嘩してはいけないと禁止を受けた。知識人や文化人は、この戦争に抵抗できなかった負い目もあって、これから絶対的よい子でいくのがいいと考えてこれを受け入れた。もちろんその方向には良い面もあった。しかしそれはつまり、喧嘩をして悪いことをしたというトラウマがあって、いわば反動形成的に我々はもう絶対戦争はしないと意図づけている面があるの

編成の根本に憲法がある。それが憲法を今考える最終的な根拠になっていいると思います。

竹田 僕もそう思います。いじめの問題がありますね。あれは、それまでの社会とは何となくこういうものなんだという感覚がなくなってきたということを象徴しているんじゃないか。つまり、何らかのルールが必要なんだということのような気がする。

加藤 ホッブスの戦争状態が健在化していると。なるほど。だったら、そういうところに、今、憲法を論ずる根拠があるんだってこういう議論がもうすこし根本的になされないといけないという感じがしますね。そこが抜けてる。

橋爪 ええ。そうですね。

竹田 これは初めに言ったことですが、日本を軍国主義化するつもりかというのと、いや国際化時代に遅れるというのと、憲法論議がそういう論争になってしまっているとしたら、例えば今の学生なんかからしたら、きちんと憲法のことを考える入口にはなっていないわけです。

加藤 日本は時代遅れだという言い方は間違っているんですね。逆に世の中、今はこうなっているとすべきなんです。遅れてるじゃなくてね。遅れてるのは言論であって、事態は全然遅れていない。もう一つ、「今、なぜ憲法を考えるのか」と聞かれた時に、橋爪さんならどう答えますか。

ではないか、ということですが。つまり僕なら日本の戦争について、日本が戦争をしないためにはどうすればいいか、ではなくて、国家一般が戦争を起こさないための条件は何だろうか、と考えるとします。つまり、国家間が戦争を起こさないための条件を思想として追いつめることと、とても悪いことをしてしまったのでこれからは二度と戦争しないと言うことは、全然違うことですね。そういう動機で日本の憲法の正当性を主張しているとしたら、そこには欺瞞があるのでないか、加藤さんが最近戦後の問題について指摘されているのもそういうことですね。

加藤 僕は、今なぜ憲法改正か、その理由は何なのかを一回確かめる必要があると思う。自分のことについていえば、僕が憲法のことを考える、という理由は、要するに僕は長いこと憲法のことを考えないで来たんです。それでそんなには不足を感じなかった。でも最近、最近って言ってもここ十年位ですが、なぜだか分かりませんが、そういう自分が急にイヤに思えるようになった。何か、僕のようにいられるっていうのは、ある意味で文化的なんですよ、これはいまの若い人を見ていればわかる。ぜんぜん文化的じゃない(笑)、自分の無関心、関係ネーヤが、「金持ち喧嘩せず」のダンナみたいに見える、吐き気がした、わけです。で、これと平行して、こういう感覚が生まれてきた。僕は本来、余り自分の関

心以外のことは、ほんとういうとどうでもいーや、と思っ
ているエゴイストです。でも、世の中の多くの人がそうだと思
う人はずいぶん。たとえば笠井潔なんかと会うと、笠井とい
う人は思想のことに憑かれていて、というところがある。と
いうか、あの人、世間話ってしない、スポーツカーと、ス
キーの話はしますが。で、橋爪さんもおそらく多いえば、
そうですね。そんな感じを受ける。でも僕はだいたい、世
間話しかしない、のらくら話す。そういうタイプなんです。
その僕が、なんです。自分の考えつめられない、詰めの甘
さ、というのは、こういうところから来ているんじゃない
か、と感じた。ここにはとても微妙なものがあると思うん
ですが、とにかく、憲法と自分の関係、法と自分の関係がな
いと社会について色々考えられない。そう、感じるようにな
った。僕は昔はかなり反体制的でね、左翼的心情から、国家と
か社会に対しては否定感を持っていたわけですね。そうす
ると、憲法はそういうものの上に積み上がっている考えなの
で、憲法について考えるということは国家とか社会を認める
ことになる。そういうふうなもの全体を覆すような、ある感
情があるのでいつもね、自分の持分の三割だけ賭けるとい
うか、十割全額を賭けるといふような思考法じゃなかったん
ですよ。ずーっとそういう思考法で来たなっていうふうなこ
とを、とうとう追い詰められたって言うかね、自分の中で。

戻ってね、戻るからコストはかかるわけですよ。でも道をた
どり直さなくちゃいけないと思うわけです。戻るっていうの
がね、僕は国民投票っていうような行為になるのかなって感
じを今のところ持っているんです。やはりそのコストは必要
なんじゃないか。そう考える。ですから例えば、この読売の
憲法改正試案みたいなものを出すときは、理由がちょうど
逆になっている。それを出すときには、我々は今こういう理
由でこういうふうなものを出す。憲法を今変えなきゃなら
ない理由はこうだと、前文みたいなものでもっとハッキリ言
うべきだと思うんですよ。それが非常に情緒的な形でしか出
ていない。これは、そういう意味でいまの憲法論議を考えるう
えにシンボリックですらある。

橋爪 憲法を改正する文章を書く場合、国民の普遍意志を体
現して言葉を書く、あるひとりの個人が必要なんです。例

それまではいつも逃げ道があったわけです。この勝負で負け
てもまだ破産しない。どこかに隠し財産を残しているって
いう、そのことが自分でイヤになった。湾岸戦争の2、3年前
からそんな感じが強くなってきた。で、自分の隠し財産は全
部出す、負けたら破産、で、他の連中はだいたい、3割くら
いしか持ち金を賭けない賭場に、全部出してしまおう、それが
考える基本だと思うようにした。僕は、社会化されえない
私、ということも昔、小林秀雄の「私小説論」にふれ、い
ったことがあります。これは以前、平野謙あたりに、小林はこ
こで、「私の社会化」が大事だ、といているなどとちんちん
かんに受けとめられていたのを、いや、そうじゃない、小林
はまず「社会化されえない私」があるのが、前提だよ、と
いっているんだ、と訂正したわけです。その頃の僕にいわせ
ると、えっ、「私の社会化」、社会的関心を向けましょう？
なんて恥ずかしい、なんて恥知らずな、という感じだった。
そこから180度変わって、社会の前に新入生として立とう
と思ったわけです。

僕はそういう所から考えているもんだから、ここまで四五
年くらいやって来たその実績があるんだから過去については
これでいいじゃないか、という議論を聞くとそうかも知れな
い、そういうふうな形で何かの延長として考えるのがいいの
かも知れない。でも違う。やはりこれはどこかの別れ道まで
えて言えば、ジョージ・ワシントンみたいな。しかし我々は
そういう訓練を経ないんじゃないでしょうか。だから読
売の草案みたいな、官僚の作文になってしまう。憲法草案の
文章は、あくまで個人的デザインであっても、そのスタイル
は国民の普遍意志を体现し、現在世代や将来世代を含めて何
億人の責任をもって契約を主導するというという形をとるべ
きなんです。社会を営んでいるんだしたら、そこで言説を操
る人間の中にそういう人が、何人かいないきゃいけないん
ですよ。日本にはその何人かが全然いないんじゃないかとい
うことが非常に残念ですね。

(構成・秩父啓子 記録・中島雅一)



— 精神医療 / 総合誌 (心・身体・医療・社会をめぐって) —
◆ 季刊 『s・るな (La Luna)』
創刊号 特集 「心と身体」 (95年2月創刊)
第2号 特集 「芸術と精神」 (95年5月刊行)
第3号 特集 「学校と子どもたち—この時代の病理—」 (95年8月刊行)
「ら・るな」誌 別冊 『平成版・少年少女論—成熟とは何か、大人とは誰か—』
(95年6月刊行) A5判 / 250頁 / 2500円

地球の子ども舎ラックレットシリーズ① 文学フォーラム—太宰治—

『規範と逸脱をめぐって』

1995年1月刊行 / A5判 / 48頁 / 500円
村瀬学 (評論家) + 門真一郎 (児童精神科医)

地球の子ども舎

〒565 吹田市千里山西1-3-3-203
TEL06-338-1188/FAX06-338-0277